

議案第30号

学校運営協議会の委員の任命について

山陽小野田市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、下記のとおり教育長及び対象学校の校長から共同推薦のあった者を学校運営協議会の委員として任命すること。

令和7年9月25日提出

山陽小野田市教育委員会

教育長 長友 義彦

記

1 任命される者

別紙名簿のとおり

2 任期

任命日から令和8年3月31日まで

【参考】

○山陽小野田市学校運営協議会規則（抜粋） （組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 法第47条の6第2項の任命は、教育長及び対象学校の校長が共同推薦した者のうちから行うものとする。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に掲げる非常勤の特別職とする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 （略）

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

○埴生小中学校

	氏名	所属等／法令根拠・部門等／任期
1	前島 昭博 【新規】	株式会社花の海 代表取締役会長 その他教育委員会が必要と認める者 令和7年9月1日から令和8年3月31日まで